

消防救第112号
平成18年8月15日

各都道府県知事 殿

消防庁次長

応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正について

住民に対する応急手当の普及啓発については、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」（平成5年3月30日付け消防救第41号。以下「要綱」という。）に基づき実施されているところですが、先般、国際蘇生連絡協議会（ILCOR）から発表された「心肺蘇生に関わる科学的根拠と治療勧告コンセンサス（CoSTR）」に基づいて、（財）日本救急医療財団に設置された心肺蘇生法委員会から「日本版救急蘇生ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）が示されました。

消防庁では、救急業務高度化推進検討会において、ガイドラインで示された内容を踏まえ、住民に対する応急手当普及講習の指導要領等について検討を重ね、今般、同検討会において報告書がとりまとめられたことから、その内容を踏まえ、[別紙](#)のとおり要綱の一部を改正しましたので、下記の事項に十分留意の上、効果的な応急手当の普及啓発活動の実施が図られるようお願いいたします。また、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）にも、この旨周知願います。

記

- 1 普通救命講習及び上級救命講習のカリキュラム等のうち心肺蘇生法及び止血法に係るものについて、ガイドラインを踏まえたものに対応したものとなるよう所要の改正が行われたこと。
なお、ガイドラインは従来の救急蘇生法を否定するものではなく、より良い方法を推奨しているものであること。
- 2 「応急手当の重要性」の項目については、従来からの応急手当の目的・必要性に加え、突然死を防ぐためには、急性冠症候群や脳卒中等が疑われる場合の迅速な通報の必要性につ

いても指導すべきこととしたこと。

- 3 「その他の応急手当」の項目については、従来からの項目に加え、ガイドラインに示された「応急手当(ファースト・エイド)」の項目の中から、地域性等の関わりの深い病態や怪我等を考慮した項目を選択して差し支えないこと。
- 4 各消防機関等においては応急手当指導員及び応急手当普及員の研修等を行い、できるだけ早い時期に改正後の要綱に基づく応急手当の普及啓発を実施するよう努めること。新しい応急手当講習等への移行時期については、管轄地域における新旧プログラムに応じた AED の設置状況など地域の実情に合わせ移行の準備を進め、整ったところより行うこと。なお、移行期においては、新旧プログラムに応じた AED が存在することから、AED の使用に係わる手順や操作は、使用する機器のメッセージ等に従って行うよう指導すること。